－市内・区内で転居された方－

◎転居手続は、転居した日から１４日以内に行ってください。
◎３月下旬から４月初旬及び月曜日・金曜日は、窓口が大変混み合い時間がかかることが予想されます。
◎（※）印がついているものは、写真が貼付された官公署発行の公的証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）１点、または写真のない公的証明書（健康保険証・資格確認書・年金手帳など）２点の提示等が必要になります。
◎下記に記載のほかにも手続きや書類が必要となる場合があります。

若林区

■住民登録など

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	市内・区内の転居届出をするとき	□本人確認できるもの（※） □代理の方が届ける場合は委任状 （同一世帯員の場合は不要）	戸籍住民課	１階②番
	戸籍の届出もあるとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		１階①番
	住民票の写しを取得するとき	□本人確認できるもの（※） □代理の方が届ける場合は委任状 （同一世帯員の場合は不要）		１階②番 （後日手続の場合は③番）
	マイナンバーカード（または住民基本台帳カード）を継続利用するとき	□マイナンバーカード（または住民基本台帳カード） 「署名用電子証明書」を利用している場合は、再発行の手続きが必要。 （代理の方が届ける場合は右記へお問い合わせください。）		１階②番
	介護保険被保険者証が交付されているとき	□介護保険被保険者証		１階②番 （後日手続の場合は⑪番）
	国民健康保険に加入しているとき	□国民健康保険被保険者証又は資格確認書もしくは資格情報のお知らせ □高齢受給者証（お持ちの方のみ） □本人確認できるもの（※）		１階②番 （後日手続の場合は⑧番）
	年金を受給しているとき	年金手帳または年金証書をご準備の上右記へお問い合わせください。	★仙台南年金事務所 ☎022-246-5111	

■子育て

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	妊娠中の方又は乳幼児のお子さんがいるとき	□住所変更連絡票（母子健康手帳別冊妊産婦編に添付）	家庭健康課	２階㉘番
	児童手当を受けているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	保育給付課	２階㉙番
	児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けているとき			
	お子さんが保育施設等を利用中または利用申込みをしているとき			
	未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病の受給認定を受けているとき			
	子ども・母子父子家庭への医療費助成受給者証の交付を受けているとき	□医療費助成受給者証		

（令和７年３月14日現在）

■介護認定を受けている方・６５歳以上の方・障害のある方

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	後期高齢者医療に加入していたとき	□後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書	保険年金課	１階⑧番
	介護保険の要介護認定を受けているとき	□介護保険被保険者証	介護保険課	１階⑪番
	心身障害者医療費受給者証の交付を受けているとき	□医療費受給者証	障害高齢課	１階⑬番
	各種手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）が交付されているとき	□各種手帳 □印鑑		
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・外国人障害者福祉手当を受けているとき	□各種手帳 □印鑑		
	自立支援医療費受給者証（更生医療・精神通院医療）が交付されているとき	□自立支援医療費受給者証 □印鑑		
	特定医療費（指定難病）医療受給者証が交付されているとき	□特定医療費(指定難病)医療受給者証 □印鑑		
	心身障害者扶養共済制度に加入しているとき	□加入証書 □印鑑		
	各種障害者福祉サービス（通所・障害者ヘルプ等）を受けているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		
	各種高齢者保健福祉サービス（緊急通報システム・食の自立等）を利用しているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		１階⑫番

■その他（税金、自動車・バイク、電気・ガス・水道等）

★印は若林区役所以外の組織です。

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	50～125cc の原付バイクをもっているとき	□標識交付証明書 （ほかの区から若林区へ転居された場合は、ナンバープレートもお持ちください。）	税務会計課	１階⑯番
	軽自動車を持っているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	★宮城県軽自動車協会 ☎050-3816-1830	
	126cc 以上の二輪バイク、普通自動車（白ナンバー）を持っているとき		★東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011	
	水道の使用をやめるとき・開始するとき		★水道局コールセンター ☎022-748-1111	
	市ガスの使用をやめるとき・開始するとき		★仙台市ガス局お客様センター引越専用☎0800-800-8978	
	電気の使用をやめるとき・開始するとき		★各電力小売事業者	

詳しい手続き内容や期限などは、各担当課・窓口へご確認ください。
若林区役所　０２２－２８２－１１１１（代表）

（令和 7 年 3 月 14 日現在）